武蔵野市補助金評価委員会第3回議事録

開催日時:平成20年8月11日(月)

午後4時から午後6時まで

場 所:武蔵野芸能劇場 小ホール

出席者 堀場勇夫委員長、青木宗明副委員長、高見慎和委員、萩野紘一委員、

松井望委員、山田功委員。

青木事務事業見直し推進担当部長、高橋財務部長、竹山財政課長ほか

1 開 会

○委員長 第3回の補助金評価委員会を始めたいと思います。本日は、前回の会議で今回 議論するということになっておりました補助金の概念について、ご議論させていただきた いと思います。

補助金の概念、そもそも補助金とは、あるいは補助金の目的とはということにつきまして、できれば委員の皆様から何か素案みたいなものをいただければということでお願いしておりましたが、副委員長より、素案中の素案ということですが、いただいております。 〇財政課長 資料の「事務事業と補助金の概念」というのが委員長、副委員長にいただいた資料になります。資料1が、事務局作成の「補助金とは」です。

「事務事業と補助金の概念」という、委員長でご用意いただいた資料のほうでご議論いただければと思います。

2 議 事

○委員長 それでは、「(1)補助金の概念について」ということで進めさせていただきます。

フローチャートみたいなものが資料です。第2回の議事録を読みまして、それをかなり 無理をしてまとめてみました。前回の委員会の関連性を一応つけてみましたので、そこも ご議論いただければと思います。

2枚目以降は、副委員長より素案をいただきまして、この素案を、1枚目のフローチャートの中でどう位置づけるかということをご議論いただければと思います。

まず武蔵野市のビジョン、市長が掲げられているビジョンがあって、それに伴って前回 の「新たな市政構築に向けて」という報告書では、事業がつくられているような形になっ ています。武蔵野市の市民のためのビジョンに基づく事業のあり方となっておりまして、 この事業が前回の委員会では評価対象となっております。

事業自体が直轄とアウトソーシングの2種類に分かれるのだというご議論がなされております。前回の委員会ではむしろアウトソーシングをすべきだという流れになっておりましたけれども、事業自体はこの2つのものに分類されるということです。

そして、アウトソーシングは委託の形態か、あるいは補助金の形態かという大きな分類に分かれております。そこで、図に示されているとおり、補助金であるためには、そもそも補助金とはどういう目的で出されるものなのか、あるいは補助金の意味とは何かという基準が必要となってまいります。

この補助金は、前回の委員会では5類型化され、資料として提出された5類型化の修正版が前回の資料です。前回議論の中では、かなり無理をして、その他事項を含めて5類型となっております。

事業費補助であるか、団体補助であるか、個人補助であるか、国または都が出資しているものに対する補助であるか。これは5類型に対応するものを新しく解釈した分類です。 その他の議論としましては、人件費補助か物件費補助か、あるいは運営費補助か事業費補助かという分類を議論いたしました。大体の議論自体の流れは、このようなになっています。

それに加えまして、前回の委員会の扱いに関しては、これ自体を検討対象としていいということが何度か確認されていますが、今まで申し上げた今委員会との関係でいいますと、補助金が有すべき基準、補助金の持つべき条件として、例えば公平性であるとか効率性であるとかいう議論となっております。

前委員会の内容を見ますと、すべての条件を補助金は満たさなくてはいけないという議論で、補助金をなるべく削減、なるべく縮小の方向で考えておられます。前回報告書と前回の議論との両方を読んでみましたところ、必ずしもそうではない。5類型あるいは前回の種々の分類に対して、前回委員会の幾つかの条件が、あるものはある類型に当てはまるし、あるものは全体を満たさなければいけないだろうしと、必ずしもすべての補助金がすべての条件を満たすという、必要条件ではないのだろう。

したがいまして、前回の条件のそれぞれの条件を、類型されたものとどのように対応させるかという問題が1つ。もう1つは、前回議論で出てきましたところでは、事務手続上の条件が新たに加わっておりますので、事務手続上、どのようなものが満足されなければ

いけないか、この条件が1つ。これを条件として新たに類型されたものも含んで評価基準 をつくる方法が1種類。

補助金の目的、意味というものをはっきりさせないと、条件のどれがどれに対応するか はなかなか見にくいということが議論されています。

こういう枠組みでいいかどうか、前回の議論はこうだったのかということをお考えいた だければと思います。あくまで素案ですので、何かご意見があればと思います。

○委員 この表は、誤解が生じかねない。直轄の中にも多分補助金というのはあるのではないかと感じるのですけれども、このアウトソーシングという意味が、わからないです。 武蔵野市が出している補助金の中でも、市が直接補助をしている部分があるかと思うので、この直轄のほうからも、この補助金の線を出しておいたほうがいいのでは。「市政構築に向けて」の整理がこうなっていたのですか。

○委員長 「市政構築に向けて」は、このような議論はされていません。整理もされていません。あるべき条件を羅列されているという形で、その理由、なぜその条件が必要かということは議論されていますが、形式的には羅列されているということです。

今のご質問ですけれども、この図は政策決定者と、それの実施者という形で分けております。つまり、武蔵野市のビジョンに従って事業を行うときの政策決定者はあくまでも市長を中心とする市である。それを自身の資源を使って、つまり市の職員の方たちを使って行っているものを「直轄」としております。実施者も、市の中でやる。

補助金が必要な場合には、外側に対して、ある事業を行わせるので、何らかの財政的な 裏打ちをするという図でつくっておりますので、今のようなお話のケースが漏れてしまっ ていると思います。それを中でやっている仕事なのか、外でやっている仕事なのかという 問題で切り分けておりますので、その部分は漏れている可能性があります。

- ○委員 補助金の支出があるようなケースというのは。
- ○委員長 例えば保育園か幼稚園への直接的な補助、個人に対する補助みたいなものです ね。
- ○委員 この間、一番問題になった個人に対してのものですか。
- ○委員長 そういうものは漏れております。大きく分けていますので、直轄から補助金というのが出てくる可能性、矢印が結ばれてもよいですね。

この図自体の「補助金が有すべき条件」、下から上に上がっていく矢印の下側は、前回委員会の報告書をどう位置づけたらいいのだろうかということですので、ご議論いただきた

い。上のほうに関しては、前回議論を単純におさらいした形です。

○委員 「補助金が有すべき条件」と「新たな市政構築に向けて」というものは、前回の報告書に6つあった公平性とか必要性とか、そういう条件ですね。

○委員長 もう一度申し上げますと、前回の報告書を読んでいると、条件が幾つか挙げられていて、そのすべての条件を満たさないと、補助金は削減したほうがいいという論理なのです。

右側の補助金の類型によって、この類型はこの条件は満たさなければいけない、さりとて、違う条件まで全部満たさなければいけないのだろうかということ、そこを議論すべきではないか、そこが前回の報告書と違っている点です。今回委員会がどのように扱うかだと思います。

○委員 条件をすべて並列で扱っているというのは、違和感は感じました。というのは、 例えば、「必要性」とありましたけれども、必要性がないものであれば、ほかの条件をどれ だけ満たしても支出するという根拠はないと思います。

○委員長 前回の報告書の特徴というのは、この補助金の基準が事業の基準にそのまま対応しているのです。事業評価の基準イコール補助金の基準ということで、その意味ではこの図のフローに合っているのです。

ただ、真ん中は全部抜けておりますので、前回報告書を見てみますと、例えば事業からはなるべくアウトソーシング側に移したい。直轄からアウトソーシングの方向にベクトルがあって、今度はアウトソーシングに対して委託と補助金はなるべく委託のほうにしたいという方向づけがあって、それを受けて補助金の条件を与えて、すべての条件を満たすものに限って残しましょう、なるべく見直しの方向で行きましょうということですので、どうしても補助金の額そのもの、あるいは補助金自体は縮小の方向で考えましょう、恐らくこういう体系でつくられているように感じました。それについて、そこの判断をしないでフローチャートにしたものです。前回の報告書ですと、51ページの補助金交付対象の区分ということです。

○委員 今の議論の中で、今の時点で全体を、事業をアウトソーシング化するという方向 に向けるというのは、個々の事業の内容が、本当にアウトソーシングするかどうか、して いいものかどうなのかという1つ1つの議論をしていかないと、議論が収束しないと思い ます。そこの議論を始めると、なかなか終わらないので、むしろ次の、「補助金の目的・意 味」、この下のほうの議論を進めていったらどうですか。アウトソーシング化することの是 非の問題は、きちんとどこかで一度評価していかないといけない部分かと思うのです。

○委員長 直轄とアウトソーシングの話は前委員会のほうにお任せして、委託と補助金も 前委員会にお任せして、議論を狭める意味で、現在の補助金についてもう1個前に戻って 補助金の目的と意味を類型化と対応をさせて、その類型と今度は前回の基準点を対応させ てというのが1つの方法かと思って、つくってみました。

ただ、前回は「新たな市政構築に向けて」というものを置いておいて議論しましょうということだったのですけれども、全くなくすということでもありませんので、先ほど申し上げましたように、すべての条件を満たすということではなくて、上から来たものの類型と基準とをぶつけるのは1つの手かと思います。

そうすると、人件費補助金がどうだとかいう基準が出てきて、その分類に対しては前回 委員会の基準がやっぱり必要だとかいう議論になるのかと思います。

○副委員長 それぞれの類型的なことを少し考えたのですが、類型によって補助金の、分類のそれぞれ当てはめるものが違うのだろうと。例えば長年続いているから悪いというふうに前回委員会は決めているのですけれど、長年続いていけないものといいものとあるのではないか。

それともう1つは、先ほど委員のほうからもありましたように、例えば何か強引に必要性とか決めちゃうのであれば、それ以外何も要らないじゃないかというのも全くそのとおりだろうと思うのです。ただ、必要性とは何といわれても、よくわからないというところからすると、そこのところをもう少し何か切り口ができないかなということで、今日お出ししました。

その類型を判断する上で、横3枚の資料の1枚目のところ、今の議論のアウトソースと直轄と絡むのですけれど、事業そのものが民間主体の事務、例えば地域のお祭りは役所がやるべきことなのか、それとも住民がやるべきことなのかというような意味での事務の主体性です。そこにもう1つ、責任という言葉で事務の主体性で判断したらいかがかなというのがこの1枚目でして、そこをあらわす言葉として、あいまいもことしていて時代によって変わる「公益性」ですね。これも、例えば年金は公益性があるかといったら、アメリカでは全国民にはないわけですから、ないという判断になるのでしょうし、日本でしたら、国民皆年金を壊しますかといったら、公益性から問題があるという話になりますし、時代によっても国によっても変わるのでしょう。

ただ、補助金の中身は、左のほうに行けば行くほど民間主体の事業、商店街のイベント

でもいいのですけれども、左に行けば行くほど、これは当然、公益性がないわけですから、これは補助すべきではない。右に行けば行くほど、今度は完全に直轄に近いような事業委託になっている。

もう1つ区別していただかなきゃいけないのは、私は前回委員会の意見とは逆ですから、 アウトソースすればいいという問題ではないと判断しています。補助金として現在あるも のの性格が、市役所が主体として、例えば何か医療補助的なものであれば、これは民間と いうよりも市役所のやることでしょうという意味で、この真ん中の右から左までを考えて いただく。そうしますと、私は3つに分けて事業委託と補助と、「援助」という表現を使っ ていますけれど、例えば援助で、先ほどいったような地域のお祭りに対する援助であれば、 かなり左のほうに行くのだろうなということです。

その上で、3枚目を先に見ていただきたいのですけれど、ここで、去年の委員会もそうですけど、よく補助金を切る際の基準にされる経済性・効果ですとか補助額の零細性ですとか補助年限の長さというものが、今の分類でいうと当てはまるのか当てはまらないのかということで、1枚目と左右逆にですが、右のほうに行けば行くほど民間的なもの、市役所の責任が薄いものです。例えば、お祭りの援助を 20 年続けたら悪いのかということになります。

ただ、これが難しいのは、左に行けば行くほど市役所の責任あるいは市役所の事務になってくるわけで、例えば今の学童に対する補助金ですとか検診関係の補助金ですとか、そういうものが一番左に来るのですが、これも補助年限が長いといけないかというと、決してそんなことはない。ですから、現状まだかなりあいまいになってはいます。

ただし、委員長が先ほどおっしゃったことのサンプルとして、こういうふうに少し類型を分けると、結果として去年の委員会がいっている5類型と似ているのですけれど、この5類型によっては、例えば補助額が零細であっても別にいいじゃないの、長年続いたって別にいいじゃないの。むしろ逆に市役所の責任が明確なものについては、やはり零細なものですとか、あるいは年限が長いものについては毎年見直す必要があるだろうなという意味で、ここでマル・バツをつけさせていただいています。

もう1枚めくっていただいて、2枚目のところが今の事務事業の区分といいますか、責任の明確性といいますか、これを外部の方にお願いをするのであれば、関与の程度は強いのか弱いのかということで矢印にしてあるというだけであります。

その上で1枚目に戻っていただきますと、一応全体を通してわかるように、民間部門に

ついても、やはり3つに分けてあります。民間組織のほうでも「ボランタリー/サードセクタ」、いわゆる住民、市民組織の場合と、一番下にある「ビジネス」の部分ですね。例えば医師会に対する補助金を民間の市民団体と同じに考えていいかというと、やはりちょっと違うのだろうなというふうに思って、分けてみました。当然そこの中間部分というのもあって、区分ができない部分は多分あるのだろうなというふうに思います。

それに応じて、公益性が高いのか低いのかということを区分してみました。さらに、出資団体、第三セクターのところも含めて、特に三セクが問題になるのかもしれないと思って一応ここで入れておきましたが、この三セクの場合には、あくまで民間との協働ですが、例えば出資の程度に応じて5割以上あるようなものについては、やはりこれはもう市役所そのものといっていいのだろうと思いますから、少なくとも負担金ですとか分担金みたいなものに相当するのかなという区分が書いてあります。さらに右のほうには、いわゆる国の公益法人にも負担金、分担金を出しているはずですので、それも一応絵には入れておきました。

下のほうの注釈ですが、公益性ということで、教科書的ですけれど、例えば地域のお祭りというものがどういう意味を持つのかというと、ビジネスとして成り立たないけれど地域の活性化の意味では当然あるわけで、これを大と見るか小と見るか人によって変わるので、幾らでも切れるわけですけれども、こういう程度をどう判断するのかということです。

それともう1つ、これは書いてございませんけれども、経済学的にいうと、「価値財」という言い方がありまして、価値のある財は政府あるいは市役所が補助しても構わないという考えなのですが、この価値についても、当然ですけれども、判断する人によって、あるいは時代によっても国によっても変わってしまいますから、これをどう判断するかが一番難しいところなのです。だから、これをある程度やってしまわないと、何でもありでどうにもならないというところかと思います。

もう1ついえば、先ほどの委員長の図の上のほうから来ている武蔵野市のビジョンとしてどういうものに重点を置いて、どういうものの価値を高く見たいのかということがあると、物事は少しわかりやすくなって、例えば私の図の中のできるだけ市民との協働であるとか、あるいは市民のボランタリーな部分の、都、市の行政との協働みたいなところに重きを置きたいというような価値判断が1つあると、物事がわかりやすくなります。去年の報告書を見ていても一番戸惑うのは、価値観も違いますし、市役所の役割ですとか市民の役割という考え方も違いますので、報告書のそれぞれの分類、具体例を見ると相当違和感

が出てしまう。これをどう乗り越えるかというのが、やはり今年の委員会がどう考えるかが1つ大きな課題かと思います。

- ○委員長 何かご意見があれば。事務局の方々からでも結構ですが、何かご質問あるいは、 これは違うよという点があれば。
- ○事務局 委員長からいただいたこの補助金の概念のフローチャートを見た際に、先ほど別の委員さんからご指摘がありましたように、やはり補助金の中にも直轄事業としての補助金というものがあるのかと思いました。職員共済会の交付金だとかはアウトソーシングという概念とは大分異なりますので、これはやはり直轄なのかなと思っていたのですが、委員長のほうから、この図は政策決定者と実施者、そういう判断だということなので、この形でもいいのかと思っています。
- ○委員 資料2を若干説明していただくと、副委員長からお話があった、あるいは委員長からの全部の要素が必要ではないのではないかということも含めて議論できるかと思うのですが。
- ○委員長 事務局お願いします。
- ○財政課長 では、資料2の説明をさせていただきます。

補助金の流れはどうなっているのかという話が前回の委員会でございまして、まず形としては上のほうの要求の段階なのですけれども、点線の矢印と実線の矢印とございまして、まず団体のほうからこういう補助金を下さいという、別にこれは手続化といいますか制度化されているわけではなくて、こういう補助金が欲しいという要望がそれぞれ、所管課があれば所管課、なければ直接市長へ要望がされます。市長ですと協議までは行かないですけれども、所管があれば、こういう団体でこういうニーズがあるので、こういうものをぜひ市として応援してほしいという形での協議がされます。この中でやりとりをされて、所管課のほうでは、これは補助したほうがいいだろうと判断して、予算を要求するという形です。

下に日付が入っているのですけれども、通常の予算ですと、10月の段階で予算要求をして、財政課の査定を受け、最後市長の査定を受けて議会で決まっていく。ただ、これが全く新たな今までにない補助金ですと、大きな事業など同様、概算要求事項として、夏にある程度大きな要求をいただいています。今まで全く制度化されていない、補助の実績のないものですと、主管課による査定が7月から8月ごろされ、新たな政策事項として進んでいきます。そして最終的には11月ぐらいに予算に溶け込んでいって、最終的に決まってい

くという形です。

実際に予算が決まった段階の後で、下の段の「執行」ですが、団体として、予算が議決した後で、補助申請を行います。主管課では、主に書面の審査をして、決定通知を送ります。その決定通知を受けた団体は補助金の請求書を提出しまして、補助金が交付されます。その後、団体のほうでは補助事業を実施し、事業が終了しましたら、この補助金に基づいて事業を行いましたという実績報告を出します。所管の課では、その実績を補助の目的、効果等に合っているかどうかを審査して収支決算等が報告されるという形になります。このような流れでずっと続いていく形になります。

ただ、個人の例えば宿泊費の補助みたいなものになりますと、こういう形ではなくて、 制度化したものを、実際にその制度に該当する人が補助請求をして支出するという形には なります。

○委員 「要求」のところですけれども、団体からの要求というのは、どの程度の公開が されているのですか。情報公開の視点から、例えば市報に載せているとか、あるいは何か メディアに載せているとかですか。この団体からの要求と主管課との協議の部分はどうで すか。

○事務局 基本的にこの要求段階では公表的なものはなくて、最終的には議会等で予算審議がされますので、その中でこういう団体の補助ですという、団体がほぼ特定された形で 予算審議はされます。この要求と所管課の協議等の段階では公表はされていないです。

○委員 公表されていないというか、こういうものを補助として受け付けますよという部分の情報というのはあるのですか。

○事務局 NPOの団体補助みたいに、こういう補助金と制度をつくりますので補助金を希望する団体は出してくださいという補助、あとは個人の例えば就園奨励費みたいに、幼稚園に行くお子さんについては入園料の補助をしますから出してくださいみたいに、制度化したものは補助に手を挙げてくださいという形になるのですけれども、今回の 185 の多くの部分というのは団体の運営費なり団体の事業に対する補助ですので、個別的に要求がされる。例えば福祉施設などであれば、福祉施設を新たに造ると、過去においても建設費の補助があったり、運営費は一定のルールの中で補助制度がありますが、新たに造りたいのでという相談をしながら、造ったら建設費の補助をいただけるのだとわかります。当然造る前からの相談ですので、その段階で予算要求等をして、予算審議の中で、施設を造ることに一定の補助をしましょうという決定がされるという形です。

○委員 そうすると、例えば老人医療なら老人医療のある施設にずっと補助していますね。 そこに新規参入しようといったときに、その新規参入の方と既存の補助を受けている部分 の情報公開というか、予算措置とか何とか、それは条例とか何かで決まったものがあると 考えていいのですか。あるいは、新規参入しようとしたときの公平性はどう保たれている のですか。

○事務局 今のご質問ですと、例えばそういう施設系の運営費の補助、通常の運営費の補助ですと、当然既存の施設と新しい施設で特に差があるわけではないので、既存の施設の補助要綱は、公開はしており、同様になります。そういう中で施設を造ったら補助をもらえますかと。ただ、市の場合はどんな補助金も、予算の範囲内でという条件がありますので、急に造りますから下さいというのは応じられませんので、事前に協議がなされます。

そういう施設を造ると、当初に建設費とか開設準備に対する補助金とかありますので、また要綱等で一定のルールがありますので、予算を策定する前の段階からご要望いただくと、予算化されて支払われます。Aという施設とBという施設で補助率が全く違うことはありませんので、既存のフレームの中で、福祉の、高齢者なら高齢者の施設であれば、そのフレームの中で出る、子供の施設は子供の施設のフレームの中で出ていくという形です。
〇委員 わかりました。

○事務局 副委員長のほうから話のあった、いろんな区分がありますね。この分類の中で、見方によって日本でも海外でも違うし、公益性とか何とかというのは一定程度、時代とかで変わってくるのだという話をいただきましたが、それと同時に、武蔵野市のビジョンとしてどういうものに補助金を出していくか、当然、これは市長が公約なり何かで掲げることで政策を実現していくという手法だとは思うのですけれども、やはりある程度は判断というのはぶれないものが必要なのではないですか。例えば、市長がかわったら補助金が全部ゼロから100になったり、100からゼロになったりするというのが果たしていいのだろうか。私ども行政の出す側からすると、これはどういう人がどういうビジョンで政策を出すとしても、行政の中では必要でしょうというものがあるのではないかと思うのですが、そういう部分の物差し、基準の度合いを議論するとか、考え方、手法というのは何かあるのですか。

○副委員長 資料1の真ん中に書いてある5つの基準、去年もこれですね。どこの市に行ってもこの言葉が並ぶのですけれど、先ほど他の委員もおっしゃったように、この中で1つ優先順位があるというと、やっぱり必要性なのですが、必要性とは何ですかといわれて

答えられる人はいないと思うのです。

難しいのは、この必要性といった場合に、政府のやるべき仕事の必要性というところで、一番狭いところだったらはっきりできるのですけれども、民間のほうにどんどん仕事の中身が近づいてくるわけです。政府がどんどんいろいろなことをやって、民間に近づいていけばいくほど、ここが一番あいまいになってくる。補助金というのは一番あいまいな部分なので、分類がとても難しいのです。

どういう表現を使うかが、委員長と市長のお考えがあるといいなというのが……。それでいけば、つくっちゃうしかないといいますか。

○委員 そういう意味では、1つ一般的な規定と、資料2にも書いてありますけれども、 この要求から査定までの部分、この辺を含めて情報公開がどのくらいできるかと、それを PDCAで回すという以外に多分ないのじゃないかという気はしますけど。どの程度情報 公開できるか。補助金としての一般的な規定というか、それはそれとしてもちろん必要で はあると思うのですけど。

○事務局 今のお話に関して補足という形になるかと思うのですけれども、実は今現在、 何市かの自治体で予算編成過程の公開ということで市民ヒアリングを行ったりしている団 体がございます。

ただ、予算編成というのは、従来は基本的には市長の政策判断に基づくということで、 政策形成過程の情報になるわけです。ということは、一般的には公開できないという形。 要するに、どの過程を公開するかによって全く違う情報が流れてしまいますので、例えば 最終的な予算の枠組みが決まった段階で、当初市民の説明の際にはこれはやるといってい たものができなくなる、そういうことがありますので、基本的には意思形成過程であり、 しかも予算の編成過程については公開しないというところです。

ただ、その中で幾つかの団体が公開をしているというのは、特に市民に対して影響の大きいといいますか、政策の目玉になるようなものについて市民の皆さんの意見を聞く。例えば、その市の事業が全部で1000事業あるとすれば、その中の何十事業かについて意見を聞くというやり方はしているのかと思っています。

○委員 まさにそこのところが公平性、必要性、適正性という部分で、今いったプロセスの中で1つの制約を設けるということ自体が、それはもちろん政策側の部分だから、そういわざるを得ないのかもわからないし、抽象論でそこをいってみても始まらないのですけれども、具体的にそこを始めたときに、そこを突き破らないと、この情報公開の議論とい

うのはなかなか収束しないし、特に補助金という部分からいうと、最終的にはどっちつかずのところがある。その時点でいい悪いといっても終わらないし、時間があるわけだから。 それがPDCAの最たるところなのだろうと思うのです。PDCAを追うには情報公開を しないことには、そこはらちが明かない、こういう問題なのだろうと思うのです。

だから、補助金は全部の要素を網羅しなければいけないのじゃないかという先ほどの委員長の部分も、私はそこのところにかかわってくるような感じがしますけどね。それは全部が全部 100%すべていいということは、施策ではあり得ない。それは試行錯誤の問題になるのだと思うので、そのときにどの程度情報公開ができていたか。

- ○委員長 正確に申し上げておいたほうがよろしいかと思います。今の件ですけれども、 条件ですので、満たさなくてはいけないのです。
- ○委員 もちろん。その強弱の度合いを私はいっているのです。
- ○委員長 それぞれの条件の強弱が幅を持っていますので、そういう意味ではこの補助金は、少なくともこれは絶対的に満たさなくてはいけないけれども、この部分についてはどうでしょうかね、こういうのが正しい言い方だろうという意味です。

満たさなくていいというものは恐らく、公平でなくていいというのはないのですが、公平を例えば年限で切り始めると、それはすべてのものがうまく分類できるかなという感じもします。

- ○委員 すべてを欠落していいということではなくて、その強弱をいっているのですけれども、その強弱をいった場合には、そうすると議論の中でそれが 0.1 なのか 100 なのか、これは議論になってしまいますので、そこのところは議論としてはなかなか難しい部分が出てくるとは思います。
- ○委員長 どういうふうに基準をつくっていくかというのは難問でして、前回委員会のように、あるベクトルでつくり上げる方法もあるかと思います。例えば年限で考えましょうとかいう形ですね。
- 〇委員 副委員長がつくられた図1、2、3をベースにたたき台がつくれないものかなという感じがしていますけれども。
- 〇委員長 副委員長のつくられた 3 枚の紙は、1 ページ目、私のフローでは「補助金の目的・意味」のところに入ってくるのですね。ここが固まると、類型との対応が今度つくれてくる。

ただし、まず一番重要なのは上からのビジョンでして、市長がどのように市政を考えら

れているかというのが恐らく一番重要な点。それに沿った補助金は、条件を満たす限り積 極的に採用しようという形になるかと思うのですね。

具体的にどのようにするか。フローでいいますと、前回の議論でいうと人件費補助金だとか物件費補助金、あるいは運営費補助金、事業費補助金等々の分類で、つまり5類型を違う分類で分けて、これに目的を重ねて基準を重ねてという方向が、あいまいではありますが、提案される。

○委員 1個1個の補助金の中身を見ながら結局基準を考えていかなきゃいけないという 部分もあるのじゃないかと思いますので、何とか最初から基準をガッチリ固めて1個1個 見ていくのが一番望ましいのではないかと思いますけど、基準自体も結局1個1個の補助金を見ながら、最終的に個別の補助金を全部見終わったら基準ができていたという状況に なるのが普通ではないかなと思いますので、そこで抽象的な基準をまず最初に固めるというのは難しいのかなというのは、率直に思います。

- ○委員長 個々の補助金で行くのか、それとも類型のところで行くのか。 5 類型で基準を つくっていくのか、それとも 1 個 1 個の補助金で検討していくのか。どちらにしましょう。
- ○事務局 以前の分類についてなかなか懐疑的だというご意見を幾つかいただいていますので、例えば人件費補助とか物件費補助とか運営費補助とか事業費補助というものの、全部は無理なので幾つか例示的なものをつくって、今、副委員長のお出しになったような3つの類型に当てはめていく形ですか。
- ○副委員長 頭の中にあるのは、少し3次元になるのですが、まず5類型的なもの、これを何を基準に分類するか。私はあくまで事務の性格というか責任でやったわけですけれども、これは去年も少しその部分はそういう考えに近いですね。その上で、今度この5類型をさらに、今いったように団体補助でやるか個人の補助でやるか、あるいは運営費補助なのか人件費なのかで切っていく。さらに今度はそれを横に切るのかわかりませんが、公平性だとかそういうものでもう1回切るような作業をしないといけないのかなというイメージなのですけれど。
- ○委員長 事業援助補助金、事業奨励補助金、事業委託費、負担金、分担金の分類では。
- ○副委員長 あくまでもこれは市役所の責任と関与が強いか弱いかなのです。
- ○委員長 例えばこの分類でいくと、負担金、分担金の国の分は最初から議論の対象外で すね。これをまず除いてしまう、こういうやり方ではまずいのですか。
- ○副委員長 三セクには負担金は相当ありますね。それは別格に置いておいてもいいので

は。それをやると三セク問題になるので。

○委員長 この副委員長のグラフをもう少し整理して、公益性が低いと思われるものから 議論していけばいいわけですね。

○副委員長 この「公益性」という言葉もいいかどうかですね。協働の程度とか行政の関与の程度とかね。住民団体あるいは業界団体がやることに対して市役所としてどこまで責任を持つのか、あるいは関与すべきなのかというような高低、濃淡で区切ると、少し責任がはっきりしてくるのではないか。これは事業仕分けになるので、やらないほうがいいと思うのですけれど。市役所が関与すべきなのか、すべきじゃないのかという程度の問題かなということで、この考えが出てきて、それが当然市役所として今度、税金を使って出す責任もあるわけですから、それとシンクロしないのかというのが、この考えなのです。

○委員長 前回の委員会の5類型と前回の議論の人件費補助、物件、運営、事業のこうい う類型を副委員長の図表上にうまく当てはめることはできませんか。

○副委員長 人件費、運営費という区分でいうと、補助金として団体の運営に対する補助というのは第三セクターに限られるのではないのかという気がします。負担金、分担金的な意味です。団体を信用して出すわけですから、民間の団体に対してその団体のやることを、もちろん審査はするわけですけど、すべて信用して補助金を出していいのですかね。それができるのはせめて 50%以上の出資団体じゃないのという考えでこの絵は描いています。

ですから、私の頭の中では、人件費あるいは団体運営費補助というのは、補助金としては落としたいのです。

○委員長 それが、委員がおっしゃられたように、公開性が薄くなるというか少なくなる ということですね。

○副委員長 委員がおっしゃるのは、我々のほうでいろんな基準を白黒つけられないので、間接的にディスクローズすることによってそれを担保しよう、矯正しようと。市民の監視によってそれをコントロールして、次の年からは悪いことはやめようというお考えだろうと思うのです。ですから、余りこの補助金の基準自体にはならないのかな。むしろ全体に関してのものであって。

もちろん、三セクとか、いわゆる特会関係については監査が入っているわけですから、 そちらはそちらで担保すればいいと思うのですけれど、補助金のところは、やはり事前が 無理なら事後的にも公開していって、それによって公平性が正しいかどうかは、市民の人 が幅広く判断してくださいというのが一番正しいというふうには思います。

- ○事務局 表の中にも運営費補助なのか、事業費補助なのかというのはお示ししてはあるので、例えば人件費とか物件費とか運営費とか事業費補助なのかという整理と、あと副委員長のお示しいただいたような公益性とか、いわゆる関与の強さ的なところを一定程度、入れ込んだものを、委員会にお出しすることで見ていただくという形ですか。
- ○委員長 幾つかの補助金をとりあえず典型的なものだけをまずやってみましょうと。この副委員長のつくられた図表上でうまく載せられる補助金があるならば、それを置いてみて、今度は前回の基準をどう当てはめればいいのだという議論はできるかと思います。

1つご意見を聞きたいのは、この公益性が高まるほうに基準は強くなるのですか、弱くなるのですか。

- ○副委員長 基準は、私は強くなると思う。市役所の仕事ですから。
- ○委員長 例えば、非常に弱いものに対しては公平性は厳しくなくてはいけないという考え方がありますね。それはどういう……。これからの議論になるでしょうけれども、例えば個人に対して補助金を出す場合には、非常に厳しい公平性を求めるべきだという考え方はあるでしょう。
- ○副委員長 個人に対する補助金は、2枚目では一番政府に近いところに入れたのです。
- ○委員長 そうすると、個人に対する補助金を出すのは、非常に公益性が高い場合に限る と。したがって、逆に基準は、違う理由によって出すので、緩くてもいい、こういう話で すか。
- ○副委員長 私はここは基準を強くすべきだと。
- ○委員長強くする。そのような議論をしてみましょうか。
- ○事務局 もし幾つか、モデルケースをつくるときに、無理やりこれをどこかに入れていかなければいけないのですが、強いとか弱いという判断が必要で、それはある程度事務的に入れてしまって、例えば個人に対する補助金は、自治体の責任や関与は強いのだという基準で判断をして、ここは指数としては強いのだという区分けをすればいいということですか。
- ○委員長 個人に対する何らかの補助金が出される場合には、私のほうの図では、ビジョンに乗った何かの理由が必要になるように思うのですが。
- ○副委員長 ないと思いますよ。
- ○委員長 副委員長のものに当てはめていくと、人件費補助、物件費補助、あるいは運営

費補助、事業費補助みたいなものがあるところにおさまってくるような感じはしますけど ね。

- ○副委員長 私は補助金は基本的に事業費補助、事業に対する補助であるべきだと思っているのです。例えば、医師会に対して運営補助しているのであれば、それは個々の事業に対して補助しましょうという基準にはなり得る。
- ○委員長 そのためには、この副委員長の図では、左側のほう、低いほうに来るわけでしょう。公益性が低いということでしょう。
- ○副委員長 それは事業によるでしょうね。医師会自体が公益性が高いのかといわれれば、 医師会の方はそう思うのかもしれませんけれど、違うという人もいるかもしれない。
- ○事務局 補助金が公益性が高いかどうかを判断しているという趣旨ですね。その運営費 の補助に公益性があるかどうか。団体に公益性があるかどうかではなくて。
- ○副委員長 団体補助というのは基本的にその団体が公益性があるということですね。公 平性の考え方によってはおかしい。あらゆる業界団体に出さなきゃいけないという話でしょう。
- ○委員長 ただ、このグラフ上に団体補助の相手団体がどういう位置づけになるかはわかりますね。
- ○副委員長 それはプロットに入れてみないと。具体例を見ないと何ともですね。ただ、 当てはまらないものも出てくる。
- ○委員 身体障害者生業資金利子補給、心身障害者保養施設利用助成という個人に対する 部分は、公平性というか、この表でいうと、それは補助のプラスのほうへ向くのかマイナ スのほうへ向くのかというのは、私にはちょっとよくわからないのですけれども。
- ○副委員長 私のは補助金を切る基準を考えているわけではなくて、補助金を整理しましょうという話だけなのです。ですから、切る基準をやるとすれば、その中から何かを見つけ出して、先ほどのように、団体補助は事業補助に変えましょうとか何とかいうことをいうしかない。市民の方が見て、こういう分類でこういう補助金があって、こういうために使われているのだなというのをわかりやすく見ていただくための整理をしたものです。
- ○委員長 全体ではとても無理ですから。
- ○事務局 物差しができればいいと思いますので、幾つかのものをいただいたお話で分類 してみて、もっとこういう整理だとか、これは整理の仕方が違うのじゃないかというのも 多分あると思います。

○副委員長 そもそも論が当然入ってきますから、そもそも例えば特養の建設補助を何で 出すの、特養はそもそも市役所が直でやるべきものなのか、それとも民間に任せるべき事 業なのか、介護というビジネスでできるのか、介護というビジネスでできないから政府が やるべきことなのかといっても、これは時代によっても変わるでしょうし、介護施設が足 りなくて、高齢者が町で倒れているといえば政府がやらなきゃいけないでしょうし、ビジ ネスになって大儲けをしているというのも一部分では事実ですが、それが成り立つのであ れば補助する必要はないし。

○委員長 私の図からいうと、目的を副委員長の図に置いて、この図に従って幾つかの典型的なものを類型化してみて、その類型化がもしグループ化されるようなものであるならば、それに対して今度はどういう基準を当てはめていくかという議論はできますね。

当てはまるかどうか。その議論はできますね。したがって、次回までに全部でなくていいですけれども、典型的なものを当てはめていただく。それを見ながら基準との対応をしてみる。

○副委員長 いろんな市で見ても、どこへ行っても公平性、必要性、効果、経済性、適正性みたいなものしか出てこないので、多分これを使うしかないのだろうと思うのですけれど、特に必要性は一番大事そうで一番よくわからないのですが。ですから、やってみて、類型に応じてこれの濃淡を出せるかどうかですね。

それともう1つは、先ほど国あるいは東京都がやっている事業は別建てだとおっしゃっていたのですが、それを理由に分ける必要は余りないかなと私は思います。

○委員 対象となる事業で国と都の補助事業をどう扱うかということで、結局おつき合い するかどうかの話だと私は思ったので、典型例を見ていくということからいえば、やっぱ り武蔵野市単体で出している事業を見たほうが、補助金の類型化のメルクマールを出す上 ではわかりやすいのでは。

都と国が入っていく補助金の割合がそれほどないような気がして、典型例が出せるかどうか。私も別に国と都におつき合いする必要もないし、おかしいところはおかしいといっても全然構わないという考えなのですけれども、典型例として市単体としての特徴が出てくるものを見たほうがよいと私は思います。

もう1つは、副委員長のお示しいただいた図表1のところでは、ポイントになってくる のは援助か奨励かという区分けになってくるかと思うのです。最終的にはその補助金をど こで分けるかとか、援助か奨励か。もしかして、なしという論に至るのかもしれないし、 見直しの論理かもしれないのですけれども、最終的にここをどう落としていくかという基準が、ポイントから見てくると、多分我々委員会がやめた後に各事業部署の主管課のほうで判断するときに、これは奨励だな、これは援助だな、もしかしたら委託だなという3パターンの手法として選択するときに基準になり得るのかなと私は思いますので、まさに援助、奨励のところというのは非常に重要なポイントだと思います。次のステップにつながるかなと私は思います。

- ○委員 これは「助成」という言葉を使うのですか。やっぱり奨励に相当する言葉。
- ○副委員長 個人ですか?
- ○委員 いえ、団体に対する……。
- ○委員長 民間ですか?
- ○委員 国が例えば研究開発に支出する場合に、補助金という部分と助成金という出し方が……。
- ○副委員長 多分、全然区別していないですね。
- ○委員 助成金の場合には、そのフォローまでどうかと。補助金というのは、目的に沿って出しっ放しというような部分があるかと思ったので。
- ○副委員長 考え方はそうですね。法律的にはそれはあるのですが、実際にはないのが常なので、できればここで、委員がおっしゃるように、後々お役に立つような、3類型を考えながら補助金運営できるようになればいいかなとは思います。
- ○事務局 国や都が市町村に出す補助金の中で、奨励的補助金のほかに、誘導的補助金と よくいわれるのがあるのです。事業誘導的というような。

団体補助で分ける際に、事業援助、事業奨励、事業誘導と分ける必要はないですか。誘導というのは奨励の一種なのでしょうか。

- ○副委員長 奨励でしょうね。
- ○委員長 奨励と援助はこの順番なのでしょうかね。
- ○委員 奨励のほうが自治体というか役所に近いということですか。
- ○副委員長 「奨励」といった場合は多分相当、行政がやってもおかしくないような事業を民間の組織にやってもらうみたいなところの性格じゃないですか。この辺の定義も、おおよそここで合意できればいいのだろうと思うのですが。それに対して「援助」といった場合は、基本的にいうと、これは民間組織のやることだけれど、それによって地域の元気が出るみたいなあいまいな、そういう意味での公益性があるので、役所としては主体的に

かかわるわけではないけれど、やることに対しては応援しましょうみたいな意味かなと。 〇委員 奨励のほうが、本来は自治体が全部やってもいいのだけれども、それを民間が補 完してやっているから、それを応援します。援助のほうは、そもそも民間でやっているこ となのだけれども、民間だけじゃうまくいかないから自治体が応援しますよ。そういうイ メージでいいのでしょうね。

- ○副委員長 多少のプラスで伸ばしてあげるみたいな意味だと思います。
- ○委員長 そうすると、1ページの「公益性」の横軸は……。
- ○副委員長 これは「公益性」の言葉を変えていただいたほうがいいかもしれないですね。
- ○委員長 でも、せっかくですから、それを使わせていただいて、それに対応する補助金 の類型は事業援助補助金、事業奨励補助金、事業委託費。これが横に並んで、縦側は、こ の組織上の問題、あるいはプロフィット。
- ○副委員長 恐らくビジネスである以上は余り援助というのはないのだろうなと。一番左でせめて……。ビジネスの場合はほとんど委託に近いのじゃないでしょうか。
- ○委員長 プロフィットかノンプロフィットかによって多少変わってくるということです ね。

民間組織としては、個人はどこにも入らないのですか。

- ○副委員長 この図では入れていないです。個人補助金はここで入っていません。
- ○委員長 ビジネスの隣に入れるわけにはいかないのですか。
- ○副委員長 個人への補助金とは何なのかというのがよくわからない。経費補助ですか。
- ○委員長 ここは「プロフィット」と書いてあるけれども。
- ○副委員長 補助 それはちょっと具体例を見てみないと。個人への補助は子供か医療か。
- ○委員長 ここは「ビジネス」と書いてあるのですけれども、「企業または個人」。
- ○副委員長 そこはもちろん両方です。
- ○委員長 そうすると、個人への補助金も、この図の中に入ってきますね。ビジネス・個人。
- ○副委員長 ここでいっている個人と、我々が前からいっている個人向け補助金は全然違うと思います。幼稚園児への補助費ですね。
- ○委員長 私が申し上げているのは、公益性が高い低いで、低いという意味は、その利益 または便益が個人または個別の企業、市場における経済主体に帰属するという意味で、こ の「ビジネス」のところに個人は入りません。

○事務局 個人の補助金で決算額の多いのは幼稚園に対する保護者の助成。月謝の補助ですね。認可の保育園ではなくて、保育料の高い施設に行っている人に対する保護者に助成金、保育料の補助的なものでして、通常の認可との差をちょっとでも埋めるとか、幼稚園でいえば公立の幼稚園との月謝の格差がありますから、それをちょっと埋めるようなものというのは、もしこの図表1で入れると、この民間組織の中ではどこに入るのですか。

○委員 それがさっき言った図表2の、別の手続の問題として整理すると言われた部分で すね。

○副委員長 それは補助金なのかどうか。できれば、私としてはそこは補助金ではなくて、 直接事業をやっているわけですね。補助金という事業を市がやっているわけですね。それ は補助金とはいわずに給付金とかいう区分にしちゃったほうが、本当はわかりやすいのか なという気持ちはありますけど。

そもそも、そこは給付することに対して事務事業評価を受けているわけですね。もちろん補助金を出しても補助金の効果も、一応事務事業評価とか監査は入るのでしょうけど、ここの部分は直接ですね。直接悪いという人はだれもいないと思いますけれど、見ているので、ちょっと通常の補助金と市民の所得保障あるいは所得援助みたいなものは、性格は相当違うのかな。補助金のくくりと別にしたほうがわかりやすいのではないかなという気がしますけど。

- ○事務局 幼稚園というのは市が本来は全部公立幼稚園を提供して、安価なサービスを提供することをしないかわりに、給付して民間園に行きなさいという性格なので、それをどう区分するかなのです。
- ○委員 ちょっと重要なことなのかもわかりません。副委員長は、それをなくしていいと いうことをいっているわけじゃないのですね。
- ○副委員長 逆です。
- ○事務局 例えば何かを買ったら補助します、助成しますという、生ごみ処理機を買った ら助成しますというのは、政策誘導じゃないですけれども、ごみとしてどんどん出すので はなく、家で自家処理、そのような補助金。あと例えば福祉、障害者の補装具の補助金み たいなものは、この分類でもやっぱり入らないという判断でいいのですか。
- ○副委員長 個人の生ごみ堆肥処理機を買うということを1つの事業とみなしてやって、 一番上の「ボランタリー/サード・セクタ」のところに入れるかですね。ここには個人も 団体も入る。それであれば、生ごみ堆肥の促進、ごみ減量化。

- ○委員長 ただ、サービスを受ける主体が、こっち側が個人で、上側が第三セクターですか。
- ○副委員長 出資団体は一応理論的に全部入れました。
- ○委員長 私が申し上げているのは、この軸自体が、だれがサービスを受けるのかという 軸に合わせていますから。
- ○事務局 個人の部分でかなり区分しにくいなというふうに、私は今のお話の中では思いますが、団体のほうを幾つかやってみて、それでお示しして、一定の判断基準ではないですけれども、方向性が見えるようであれば、それについてまた個人は、こういうふうに整理しましょうという形にするとかいう方向ですかね、やり方としては。
- ○副委員長 ただ、結局去年の分類に少し似てくるのは、3が個人に交付ですね。今いっているのは、1番と2番の違いを、ちょっと言葉が変わって、考え方が変わっているということでしょうね。1が特定の事業に対して交付するもの、2が協働関係にある団体の運営育成と書いてあるところを、変えたほうがいいのじゃないですか。3番が市民の個人、4番が国等が行う政策、5番が「その他」ですから、1番と2番をもう少し関与の度合いというか責任の度合いで分けたらどうかと。
- ○委員長 第三セクターはこの頭に入れるということですか。
- ○副委員長 第三セクターは、ここでやりますか。除いてしまうのが1つわかりやすいかもしれない。
- ○委員長 そうしましょうか。そうすると、「公益性」の「ボランタリー」から「ビジネス」 までの組織体が縦軸に来て1枚。もう1枚は個人の何かの……。
- ○委員 第三セクターのところで1点だけ入れておいていただきたいのは、最後のところの部分で、情報公開の部分。やっぱりここが抜けちゃうと、市民としてはなかなか納得しがたい部分が多分あるのだろうと思うのです。報告書のところの部分というのは、その第三セクターへの補助のところも含めて情報公開というか、公開性を明らかにしてほしいということからすると、議論の過程では抜いても構いませんけれども、そこは最後のところで入れておいていただいたほうがいいのだと思うのです。
- ○副委員長 三セク補助金が出ているのですか。
- ○事務局 三セク補助金は、武蔵野の場合は1つの団体か2つぐらいしかないのですが、 あとは財援団体といいまして、財政援助出資団体というのは結構ありますし、金額も多額 なのです。ですので、それを除いてしまうと、補助金のかなりの部分が除かれてしまう。

- ○副委員長 ここは私も入れなきゃいけないと思いますけど、ここら辺はなかなか難しく て、幾らでもお金の出し方はありますからね。補助金を使うとは限らないので。
- ○委員 今の時点では8機関でしたっけ、8つぐらい、平成17年度の報告書で出ていましたね。
- ○事務局 この間お配りした資料では、2の2です。
- ○委員 これはかなり額が大きい。
- ○委員長 次回はこの1ページ目の図表に典型的な、それを議論しましょう。個人のものは次には一緒にしないで、もしかすると基準も変わってしまうかもわからないので。それを当てはめてみて具体的に前回委員会の基準を見据えながら議論を進めていく、こういう方法でやってみましょう。そうすると、具体的な個別の補助金の話になります。
- ○委員 具体個別の補助金の代表例を出すときには、金額の大きいものを選ばないと、後でこの委員会が終わってから報告書を市民が見たときに、金額の大きいものに対して検討していないとがっかりすると思うのです。何やっているのだろうというのがあると思うので、金額の大きいところは必ず網羅するようにしたほうがいいかなと思います。
- ○委員長 そうすると、やっと具体的な議論に入れますね。
- ○副委員長 その先、委員会として何を出すかなんですが、できれば何か市長のほうから ビジョン的なものがあると、例えばこの3分類でいえば、奨励的なところを強化していき たいとか、何かあると答えは見えやすくなる。例えば市民協働的な事業をふやすのであれ ば、委託はできるだけ余り出さないで、それこそ前年度と逆になりますけれども、ちゃん と市役所でやることはやって、アウトソースなんか出さないで、できるだけ真ん中の奨励 補助金的なもので市民と協働ができるといいよねという話だと、きれいにまとまるのです が。
- ○事務局 今の市長は基本的に市民との協働ということをうたっていますし、NPO育成というのがもちろんありますので、NPOに対する補助金、これは公募型補助金ということで今行っていますけれども、その考え方が、今までの既存の補助金自体をどう評価するかというのはちょっと厳しいかなという気もするのです。
- ○委員 前に戻るのですけれども、確認ということですけれども、先ほどから5分類、前回から分類の仕方云々ということでいわれていまして、今、副委員長のお話を伺っていて、 最終的にはこれになっちゃうのかなという発言がありましたね。

確かにそうかなと思うのですけれども。1番目と2番目で、2番目の協働関係にある団

体云々がよくわからないという形で再三いわれていて、私も見ていて1番目と2番目、どこが一体違うのだろうと思っていたのですけれども、るる説明をされて、これを見ながらやっていて、ああ、なるほどなと思ったのですけれども。最終的にこうやって分けていくと、やり方は別として、基本的に大きなくくりでいくと、こういう形になっていっちゃうのかなという気がしてきました。

ですから、こういう分け方がいいかどうか、分類の仕方がいいかどうかは別にしてやっていくと、自然におさまっていくような気もするのです。最初に、たしか委員長か副委員長が走りながらやっていったら、納まるところへ納まるのじゃないかというお話がありましたけれども、何となくそんな感じがするような気がするのです。

それともう1つは、先ほど武蔵野市のビジョンで市長はどう考えているのかというお話がありまして、確かにそこも大事なのですけれども、事務局のほうで、それじゃ市長がかわるたびに変わっていっちゃうのじゃないかと。時代の背景の中で、長いスパンの中では確かにそうだと思うのですけれども。ですから、その辺もやはりここで議論していくうちに、どこかでおさまってくるような気がしました。3回目の議論、お話を伺っていて、そんな感じがして、全く雲をつかむ話から、若干先のほうに、五里霧中ではない、何となくどこかへ納まるような方向性があるのかなという気がいたします。今のところはそんな感じですね。

- ○委員長 これで少し議論してみて、それで前回のこれを。
- ○委員 1点だけ、事務局の方にお願いしていいですか。17年1月の今出ていた財政援助 出資の部分で、「再編等の対応」と書いてあるのですけれども、17年以降の対応と、ここ の部分になってしまうのですけれども、団体からの要求、主管課との協議、主管課による 査定、こことの関連でこの援助団体に対する市の対応といいますか、過去の17年以降、例 えば予算がどうなっていて、そのPDCAがどうなっているのか、この辺の資料があれば、 教えていただきたいということです。多分この辺が補助金では一番大きな額になるのです ね。
- ○事務局 財政援助出資団体のこの予算の査定に関する資料ということではまとまったも のがないので、どのような資料があるか、ちょっと当たってみたいと思います。
- ○委員 要は、市がどういうふうにそこに関与して、どうコントロールしているのか、それからどういう形でそれが情報公開されているのか、その3点があればよろしいかと思います。その査定の基準まであれば、もっといいのかもわかりませんけれども、そこを教え

てください。

- ○委員長 ありがとうございました。(4) その他事項を事務局よりお願いします。
- ○事務局 前回の会議の議事録の確認をお願いいたします。10月の会議の日程調整をお願いいたします。
- ○委員長 それでは、予定いたしておりました議事はすべて終了いたしました。
- ○副委員長 出資団体向けの補助金は大きいのですか。
- ○委員 一番大きいのじゃないですか。
- ○副委員長 大きいとなると……。
- ○事務局 2の2という区分が主に出資団体の部分になりますけど、8団体で6億 2308 万円です。
- ○副委員長 出資団体をどこに位置づけるかがありますので……。
- ○委員 5分類でいくと2なのです。だから、協働関係の団体というのがそれに当てはまるのかなと思いながら見ていたのです。
- ○副委員長 ちょっとその実態をお知らせいただけますか。どういう位置づけでいくのか、 政府の中なのか。それこそ議決権をどのぐらい持っているのかとか、出資の割合とか。そ れによって民間に入る場合もあるかもしれないし。実態は数字だけじゃなかなかわからな いのですけれど。
- ○事務局 相談させていただきたいと思います。
- ○副委員長 理事長はだれかとか。
- ○事務局 あと1点。この会も大分進んできて、次回第4回ということで、第1回のときにお示ししたスケジュール表ですと、個々の補助金について検討ということで、次回は評価基準案についても大分突っ込んだお話がされるので、個々の補助金についても入っていけると思っておりますけれども、この提言の中で課題となっていた補助団体等に対する意見聴取というのがあるので、その辺の扱いを今後どのようにしていくかということも、きょうではなくて次回の委員会の中でお考えいただければと思います。
- ○委員長では、議事に載せておいていただけますか。
- 3 閉 会
- ○委員長 では、第3回の補助金評価委員会を終了いたしたいと思います。どうもありが とうございました。